

在学証明書(旭川市 市民税・道民税減免用)

氏 名

生年月日

上記の者は、当校に在学し、裏面記載の学生、生徒又は児童であることを証明します。

入学日 年 月 日

年 月 日

学校名

代表者職氏名



(裏面)

- 1 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒又は児童
- 2 国、地方公共団体又は私立学校法に規定する学校法人、私立専修学校及び私立各種学校若しくはこれらに準ずるものとして次の(1)に掲げる者の設置した専修学校又は各種学校の生徒で次の(2)に掲げる課程を履修するもの
 - (1) 設置者
 - ア 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに農業協同組合法第10条第1項第11号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会及び医療法人
 - イ 専修学校又は各種学校のうち、教育水準を維持するための教員の数など文部科学大臣が定める次の基準を満たすものを設置する者(平18文科省告示第48号)
 - i (2) 履修課程に掲げる課程を履修する生徒の数が20人以上であること(20人未満であっても相当の期間内に20人以上となる見込みがあるときを含みます。)
 - ii 職業に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目、実際生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること。
 - iii 教育水準を維持するための教員の数が、iiの授業科目の開設の状況に照らして適切なものであること。ただし、3人を下ることはできません。
 - (2) 履修課程
 - ア 専修学校の高等課程及び専門課程
 - i 職業に必要な技術の教授をすること。
 - ii その修業期間が1年以上であること。
 - iii その1年の授業時間数が800時間以上であること(夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、その1年の授業時間が450時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が800時間以上であること。)
 - iv その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。
 - イ アに掲げる課程以外の課程
 - i 職業に必要な技術を教授すること。
 - ii その修業期間(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が1年以上であって一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間)が2年以上であること。
 - iii その1年の授業時間数(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数)が680時間以上であること。
 - iv その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。
- 3 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で2の(2)イに掲げる課程を履修するもの